



発行所

兵庫県精神薄弱者愛護協会
兵庫県育成会施設保護者協議会

〒654

神戸市須磨区友が丘1-1

発行責任者 金附 洋一郎

印刷所 交友印刷株式会社

〒652

神戸市兵庫区水木通9丁目1-34

電話 (078)576-6161

「観世音菩薩の権化やで」

兵庫県精神薄弱者愛護協会副会長

もみじ園々長 大村 寛

昭和六十一年寅年の二月、近畿地区の精神薄弱者(児)施設職員研修大会が京都で開かれた。

むすび織りについて発表した職員といっしょに、妙心寺霊雲院々主、則竹秀南老師をお訪ねした。

持参した園生をつくったむすび織りを掌を合わせて拝まれ、山田無文老大師の肖像画の前に供えられ「この子らは観世音菩薩の権化やで」と教えられた。

真理の言葉(春秋社)三冊いただいた上に「夢」・一休さんと虎・寅歳干支の創作置物を贈って下さった。

一歩も近寄り難い威厳を備えた虎を縄で捕らえるべく対峙した一休和尚さんの姿こそ、この子らの生命のように思えてならない。

置物は、もみじ園の玄関に置かせていただいている。

昭和六十三年十月二十三日開山式の法縁に恵まれた。

開堂法語に

今時科学技術之進歩ハ顯著也使ニ彼ノ科学ヲ時ニシバ須レ具レ眼ヲ殺活與奪之活機謬ニ用フレバ此ヲ人類者總ニ滅

却ス活ニ用スレバ此一萬象之福祉無シ勝ル此ト、教えられた。
發明科学核兵器が虎に見えて仕方がない。さらに

淵底ノ木人吹ケバ鐵笛ヲ雲中ノ石女舞フ乾坤ニ

と、私には淵底の木人が知恵おくれと呼ばせていただいている。「この子ら」に思えてならない。

観世音菩薩の権化である。

自ら重い障害を負いこの世に生をうけ生涯を生ききること教えて下さる声なき教え、鉄笛の音を聴かせてもらわねばならない。

先達は「この子らに世の光を」

じゃないですよ。「この子らを世の光に」ですよ」と教えられ、「この子らは人類の師」と教えられ、さらに「この子は世の光なり」と教えられる。

観世音菩薩の権化やで」と教えられた老師のおことばがいつまでも残る。

「世音」を「観」る菩薩、「眼で聴き、耳で観る」。八万四千の毛穴から「観」「聴」き、真実を教えて下さっている。

繁栄?のさなかに既に科学も地球・宇宙的規模の破壊が進んでいることを訴えている。

子供の生命が危ない。

子供の危機・人類の危機を救うのは「知恵おくれ」と呼ばせていただいているこの人たちに学ぶ「知恵」でなければならぬ。

「わたしたちは、とかくするといついてもつと良い所に生まれていたらとか、もつとすばらしい家に住みたいとか、もつとおいしいものを食べたいとか、もつときれいな服を着たいとか、体が強ければとか、顔が美しかったらとか、もつと自由になったらとか……とぐちをこぼしたり、はらをたてて心を汚しているの、自分では気がつかなくても、こわい顔や、淋しい顔や悲しい顔になっているのです。

そこでわたしたちは、幸いに人間に生まれさせてもらったことをよくよく感謝してういういしく美しく無心である赤ちゃんのような気持ちに、もう一度返って、一目みればお互いに心があらわれる笑顔で毎日を過ごしたいのです。」と、重ねてお教えいただいた。

求めてきりのない、堕ちてきりのない「福祉道」である。

お互い「福祉職」「精神薄弱者(児)福祉」の確立を念じ限りなく精出したいものです。

平成2年度 予算案

(収入)

単位 円

項 目	予 算 額	前年予算額	増 減	備 考
日本愛護協会費	3,300,000	3,100,000	200,000	(103施設)
兵庫県愛護協会費	3,000,000	2,800,000	200,000	(103施設)
助 成 金	910,000	910,000	0	
本 部 助 成 金	120,000	200,000	△80,000	
雑 収 入	100,000	20,000	80,000	特別会計利息
繰 越 金	1,111,223	1,183,026	△71,803	
計	8,541,223	8,213,026	328,197	

平成2年度 県愛護協会総会は四月二十四日(火) 神戸市総合福祉会館に於いて百十六名の参加者で開催された。来賓の挨拶の後、新規加入施設、新施設長の紹介が行われた後、議長に福田和臣氏を選出して議事に入った。

平成元年度事業報告・会計報告の承認の後、役員改選が行われた。次いで平成2年度事業計画及び予算案について審議、了承された。

2年度は新たに4施設の県愛護協

平成2年度

県愛護協会総会開かれる

(支出)

単位 円

項 目	予 算 額	前年予算額	増 減	備 考
日本愛護分担金	3,300,000	3,100,000	200,000	
県社協分担金	850,000	850,000	0	
その他分担金	300,000	300,000	0	
会 議 費	350,000	250,000	100,000	
旅 費	200,000	100,000	100,000	役員会事務局旅費
部会活動費*	550,000	435,000	115,000	
事 務 費	1,050,000	750,000	300,000	事務局賃金 500,000 通信費
事 業 費	800,000	700,000	100,000	陸上競技、愛護 の集い、バレー ボール、福祉野球
委員会活動費	100,000	100,000	0	
広 報 費	300,000	300,000	0	愛護ニュース 34号、35号
慶 弔 費	50,000	50,000	0	
顕 彰 費	200,000	200,000	0	15年勤続表彰
通勤寮全国大会	150,000	400,000	△250,000	第16回 全国大会助成
雑 費	100,000	0	100,000	
予 備 費	241,223	445,381	△204,158	
特別会計繰越金	0	232,645	△232,645	
計	8,541,223	8,213,026	328,197	

会加入を迎え、会員一〇二となった。県を三ブロック(播淡・神戸・阪丹但)に分け夫々のブロックごとに独自の活動の充実を計ると共に、横断的な施設種別又委員会による活動が、会員施設の積極的参加により、活性化し、協力体制と相互理解が深まることが望まれます。今年は精神薄弱者福祉法制定から満三〇年の年に当り、今日の課題として、

(一)入所者、利用者の人権を守る

(二)職員像を確立する

(三)職場環境(施設面、労働面の諸条件を含む)の整備等に努力し、知恵遅れの人たちの福祉の充実に一層の努力を重ねていきたい。

というのが平成2年度の運営方針であった。

最後に質疑応答があり、バスの補助制度の具体的内容の質問、議案書の事前送付の要望、加配職員の解釈と県への要望として協会が取り組む要請、開かれた施設運営への協会の指導要請がなされた。

これらに対し、会長より、内容の検討・送付への努力・加配職員要求への努力等回答がなされ総会は終了した。

平成2年度

県愛護協会役員

▽会長

金附洋一郎(神戸聖生園園長)

▽副会長

大久保茂雄(三美学園園長)

大村 寛(もみじ園園長)

萩原 義臣(赤穂精華園園長)

大下 知則(丸山学園園長)

松尾 静子(さわらび学園園長)

▽児童通園部会長

大下 知則(前掲)

▽児童施設部会長

中川 透(三田谷治療教育院院長)

▽更生施設部会長

三宅 康市(加古川はぐるまの家園長)

▽通勤寮施設部会長

藤本 努(ようばく寮寮長)

▽職員部会長

早川 成康(赤穂精華園)

▽監事

加藤 秀行(尼崎まつば園園長)

河嶋 良男(神戸光生園)

▽委員長

藤田 隆治(一羊園園長) Ⅱ 研修

福田 和臣(愛心園園長) Ⅱ 医療対策

礎 英一(さつき学園園長) Ⅱ 広報

▽事務局長

田中 昭二

兵庫県が第26回近畿地区精神薄弱施設職員研修会の、当番県にあたる。準備を開始したのが平成元年5月。

まず基本的なプランが出された。日程は2月16・17日、参加予想数400名、全大会を神戸市勤労会館、分科会を県民会館も動員し、宿泊は舞子ビラと会場を使いわけし移動する。入所更生と通所授産の部会は参加者が多く見込まれるので、それぞれ2分科会に、また事務担当者の分科会とする等あらましを決める。

6月 県愛護役員会でテーマを「ノーマリゼーションの具体的方向を求める」と決定する。

7月 近畿施設長役員会で、概要の説明、了解を得る。

8月 実行委員11名を決定し、それぞれの方に依頼する。

8月31日 第一回実行委員会を開き、役割分担をする。受付・連絡・案内・発題・助言・司会・交流会・記録・写真等とふりわけける。

10月23日 第二回実行委員会、会場3ヶ所の移動を貸切バスでという予定であったが、予算的にも便利さからも、J.R.を利用しキップを渡す方法がよいだろうという結論になった。総予算三六二万円。

10月30日 各施設に案内状発送、申込みの締切を12月1日とする。発題者もその日までに各県で決定していただくようお願いする。

講演は大阪府大の安藤忠先生に御依頼する。

12月11日 第三回実行委員会各担当者の名前があがってくる。参加申込みの数から、少し窮屈だが舞子ビラの会場のみ一本化することに急遽なり、大急ぎで舞子ビラのおさえられる会場を全部おさえる。これで懸案の移動問題が解決し、すっきりした型になる。早速会場変更の通知を参加者全員に送る。

1月23日 第四回の拡大実行委員会を舞子ビラで開く。役割分担を担っている方全員約60名が集まる。

近ブ口研修顛末記

一羊園園長 藤田隆治
研修委員長



江草会長よりの挨拶

か・市民生活へのよりよい接近、文
化的で健康的な生活とは・生活の

最後の念入りな打ち合わせをする。分担ごとの集まりや、会場をみてまわる等いよいよ大会が近づいてきたことを実感する。いよいよ開幕を待つのみ。

さて当日、舞子ビラに続々と参加者三八七名が集まる。各県ごとに受付をすませ、ひとまず開会式会場へ、ロビーで挨拶をかわす人、資料に目を通す人……

江草安彦日本精神薄弱者愛護協会会長より、大会に先だち・施設機能の在宅への援助のあり方は・施設内の暮らしはどのようなであつたらいいの、

質、人権の問題・専門性、福祉の原点・人間の原点の探求等この研修で大いに学んで下さいとの挨拶をいただく。

研修会全体の印象として、ノーマリゼーション思想の日本での土着化に皆それぞれ模索、苦慮している様子が感じられた。尚分科会、講演会等の内容については、報告書に詳しく記載されていますので参照下さい。

金附会長および神戸聖隷福祉事業団の施設の方々には随分、連絡、会計、部屋割り、段取り、手配等中心になつてお働き下さり、スムーズに

進めることができた。役割をそれぞれにもう少し分担できればよかったのではと反省する。

あと4年後の平成五年に、近ブ口の約八倍三千人規模の全国大会が、兵庫県で開催されることになっていきます。その布石として、今回の近ブ口研修会の準備が、予行演習として役に立つものとおもいます。県下の施設がチームワークよく役割を分担し、全国からのお客様をお迎えしたいものです。

舞子ビラからの眺めはすてきです。丁度、淡路島と明石を結ぶ橋の基礎工事をしている様子が目の前です。当日の夕日もすばらしい景色でした。大会に協力下さった方々、御苦勞様でした。



第8分科会

全国通勤寮大会

通勤寮部会長 藤本 努

第十六回全国精神薄弱者通勤寮研究協議会が、平成二年六月十九日、二十日の両日にわたり、兵庫大会として明石海峡を望む風光明媚な、「神戸舞子ビラ」において開催されました。

兵庫県、神戸市、兵庫県社会福祉協議会、神戸新聞厚生事業団など、後援各機関よりの来賓の出席を頂き、主催者側愛護協会より近隣施設の支援も得て全国からの参加者実に百六十名。大会参加総数百八十余名という盛大な大会となりました。

開会式では、日本愛護協会通勤寮部会長松下良紀の、「長年に渡り第一種福祉事業への法制化の取組が今その時期にきている」との挨拶で始まり、日本愛護協会事務局長渡辺氏を初め、多数の方々よりの激励を受け、大会に入りました。

厚生省児童家庭局障害福祉課、住原課長補佐の行政説明をいただく中で、「大きく変わっていく福祉行政の中でも、通勤寮が社会福祉事業法第一種福祉施設に位置付けられようとしている。これからは、通勤寮施設も益々増えるであろう。」と、グループホームのバックアップ施設として

の重要性を強調、「施設を持つ機能を十分に生かしてアフターケアに取り組んで頂きたい。」と、厚生省の意向を拝聴しました。

次いで、大会実行委員長より、大会の主旨説明を行う中で、「私達は通勤寮の実践を通して、精神薄弱者と呼ばれている人達が、「一般就労」していることの誇りと自負を痛いほど知っている。それは、それまで無用のもの、不憫な者、助けられる者



としてしか見られなかった歴史からの解放である。しかしながら、彼らの一般就労の今後は決して明るくはない。小規模作業所、グループホームの制度化、「身体障害者雇用促進法」から「障害者雇用促進法」への法制の変更、これらの問題点を厳しく見つめ、一般就労への道の拡大と確立に向けて行動していくための立脚点を見いだしたい。更には、障害者の人権を守り主張することは、通勤寮が一番動き易い立場にあると思われるので、各関係機関、施設との連携を保持し、充分なネットワークを作り、どのように対応し実践していくか、後の分科会を通じて意義のあるものにして頂きたい。」との説明がなされました。

午後は、

第一分科会「入所者のプログラム」

第二分科会「寮生活」

第三分科会「労働」

第四分科会「アフターケア」

の四分科会に分かれて、発題者の発題を元に、関係機関(更生相談所・労働部職業安定所・企業・施設)よりの助言者をお願いし、更に各分科会とも三、四の分散会を持ち、熱っぽい研究協議が進められました。

二日目は、東京学芸大学教授 大井清吉先生を講師にお迎えし、基調テーマである「一般労働者のセンター」として機能するための通勤寮」

と題して、「通勤寮からも、福祉的就労の場へ仕事に行く事を認めるような柔軟性が欲しい。異性問題も含めた、楽しい意欲の持てる環境を提供しなければ労働意欲は持てない。」など、通勤寮に対して、また別な視点からの内容を持った講演を頂きました。

今大会では、先にもふれましたように、永年の懸案事項でありました法制化の問題「通勤寮を社会福祉事業の第一種福祉施設に位置づける」(現在通勤寮は明確な法的位置付けがなされていない)との報告が行われました。この問題は、通勤寮制度が出来た昭和四十六年以来的懸案事項とされておりましたので、特に通勤寮関係者にとっては、今後への強い期待を持つと共に、通過施設としての通勤寮の役割を見直し、再認識しなおす課題を一層強く感じた次第です。

以上、この十六回大会を予定通り無事に開催終了できましたことは、皆様方のご協力のお陰と、心から厚く御礼申し上げます。

全国施設長会議から

兵庫愛護協会会長

金附 洋一郎

厚生省と愛護協会の主催による全国精神薄弱関係施設長会議は、全国の施設数も二千近くと増え、今年は多勢の参加者を予想して会場が日比谷公会堂となり、5月31日、6月1日の両日間催となりました。

先ず第一日、厚生省と愛護協会の挨拶があった後、全体会に移り厚生省から行政説明がありました。

今回の特筆すべき内容として、戦後40年間つづいた社会福祉体制の見直し作業が行われるなかで、「福祉関係8法律の一部を改正する法律」が平成2年6月、国会に提出され、審議、成立が期待される状況にあることがつけ加えられました。

この法律改正のねらいは

1. 社会福祉の推進権限が市町村に移され、施設と在宅福祉の一元化をめざす。
 2. 在宅福祉事務が市町村に義務づけられた。
 3. 市町村の責任で福祉計画が総合的に実施されること。
- がポイントであって、今後は市町

村が大事な役割を担うことになりました。

法律改正を愛護関係に絞ってみますと、福祉ホーム、通勤寮が第一種社会福祉事業に法定化され、在宅三本柱の精神薄弱者居宅介護、ショートステイ、グループホームが第二種社会福祉事業に認められるであろうという画期的な狙いが秘められています。

この法律の実施によって、市町村の責任が重いだけでなく、施設が各市町村の地域福祉推進役であり、地域生活援助センターの役割を積極的に進める役割も増えてきました。

つづいて全体会では文部省、労働者から障害児者の進路指導と雇用に関する平成2年度整備の説明もありました。

最後に、愛護協会の調査研究班から「精神薄弱施設処遇チェックリスト」の試案が提出、報告がありました。今後、施設が利用者、入所者の処遇改善への努力目標として二三七項目が示され、懸案の課題が一歩前進したと思います。

第二日は七会場に場所を移して、各都道府県の討議が熱心につづけられました。

(以上)

人権 (世界人権宣言より)

- 1 生まれながらの自由・平等
- 2 差別の禁止
- 3 生命・身体・自由の権利
- 4 奴隷・苦役の禁止
- 5 拷問・残虐刑の禁止
- 6 法の下における人としての人權
- 7 法の下の平等
- 8 裁判による救済を求める権利
- 9 ゆえなく逮捕・拘禁・追求されることの禁止
- 10 公平な裁判を受ける権利
- 11 有罪判決までの無罪の推定・罪刑決定主義
- 12 プライバシーの保護
- 13 移動・出入国の自由
- 14 亡命者の庇護
- 15 国籍の保有と変更の権利
- 16 婚姻の自由
- 17 私的所有権
- 18 思想・信教の自由
- 19 表現・出版の自由
- 20 集会・結社の自由
- 21 参政権
- 22 社会保障の権利
- 23 労働基本権
- 24 健康・福祉・母子保護
- 25 教育を受ける権利
- 26 文化・芸術・科学の享受
- 27 自由・権利の実現される社会的
- 28 国際的秩序の享受
- 29 自由・権利行使上の義務

30 自由・権利を破壊する権利はない

入所者・利用者の人権を守るといふ時、誰がどう守るかという問題があります。自己の権利を守る力が弱い場合は、その保障は擁護のシステムを要します。具体的にどの様に誰が作っていくのか。まだ緒についたばかりです。アメリカではアドボカシーや、施設モニタリングが法制化している様です。私達の行っているサービスを、行政監査だけでなく第三者機関がモニタリング(監査)し、チェックする時代が遠からず来るのではないのでしょうか。

10月1日(月)は、
国勢調査の日です。



国勢調査
兵庫県

資料インフォメーション

療育手帳交付状況

2. 3. 31現在

	18 歳 未 満				18 歳 以 上				計				備考
	A	B ₁	B ₂	計	A	B ₁	B ₂	計	A	B ₁	B ₂	計	
神戸市	623	398	462	1,483	1,301	826	552	2,679	1,924	1,224	1,014	4,162	
姫路市	218	117	64	399	260	222	130	612	478	339	194	1,011	
尼崎市	362	208	96	666	446	375	214	1,035	808	583	310	1,701	
明石市	116	68	52	236	219	129	98	446	335	197	150	682	
西宮市	201	118	60	379	261	197	147	605	462	315	207	984	
洲本市	38	11	2	51	40	27	10	77	78	38	12	128	
芦屋市	37	26	5	68	39	41	28	108	76	67	33	176	
伊丹市	119	50	25	194	149	111	75	335	268	161	100	529	
相生市	15	14	2	31	39	30	12	81	54	44	14	112	
豊岡市	14	10	4	28	51	37	13	101	65	47	17	129	
加古川市	94	56	29	179	134	118	72	324	228	174	101	503	
竜野市	27	16	9	52	32	31	11	74	59	47	20	126	
赤穂市	20	14	7	41	30	29	21	80	50	43	28	121	
西脇市	13	3	3	19	34	22	22	78	47	25	25	197	
宝塚市	100	48	17	165	104	76	47	227	204	124	64	392	
三木市	34	17	3	54	60	43	24	127	94	60	27	181	
高砂市	42	36	8	86	66	33	22	121	108	69	30	207	
川西市	66	31	20	117	108	75	61	244	174	106	81	361	
小野市	16	9	4	29	51	29	11	91	67	38	15	120	
三田市	42	13	9	64	45	25	10	80	87	38	19	144	
加西市	25	10	9	44	48	27	10	85	73	37	19	129	
市部計	2,222	1,273	590	4,385	3,517	2,503	1,590	7,610	5,739	3,776	2,480	11,995	
阪神県民局	9	8	5	22	12	14	6	32	21	22	11	54	
東播磨県民局	36	27	10	73	45	38	13	96	81	65	23	169	
北播磨	24	17	15	56	83	36	21	140	107	53	36	196	
中播磨	40	38	16	94	108	83	32	223	148	121	48	317	
宍粟	35	15	6	56	84	64	25	173	119	79	31	229	
西播磨	72	34	26	132	143	111	41	295	215	145	67	427	
北但	12	17	5	34	61	49	23	133	73	66	28	167	
美方	5	5	0	10	74	31	13	118	79	36	13	128	
養父	7	9	1	17	48	27	11	86	55	36	12	103	
朝来	12	15	3	30	38	41	10	89	50	56	13	119	
氷上	22	15	5	42	80	46	18	144	102	61	23	186	
多紀	7	10	4	21	55	46	11	112	62	56	15	133	
淡路	46	16	5	67	153	79	38	270	199	95	43	337	
群部計	327	226	101	654	984	665	262	1,911	1,311	891	363	2,565	
県計	2,549	1,499	991	5,039	4,501	3,168	1,852	9,521	7,050	4,667	2,843	14,560	

(兵庫県民生部障害福祉課資料より)

施設紹介

〈精神薄弱児通園施設〉

社会福祉法人

川西市社会福祉事業団

いずみ園

所在地 川西市小戸三丁目十二番十号

電話 (〇七二七)五五一七二二

設立 平成元年七月一日

定員 30人

園長 青木 敏行

職員数 12人(嘱託医1人、その他

医師5人)

沿革

いずみ園は、昭和五十三年四月より川西市立あゆみ園で実施してきた、心身障害児の療育事業を引き継ぎ、川西市社会福祉事業団の運営によって川西市、及び、猪名川町における精神発達障害児療育の地域中核センターとして、平成元年七月一日に許可施設として設立しました。



同じ建物内に、身体障害児通園施設あゆみ園もあり、療育は互い

に連携して実施できるように努めています。

施設運営の方針

就学前の発達障害の問題について、医療、福祉、教育の立場から相談に応じられること。

発達課題に沿った専門的療育を実施して、乳幼児期の基本的発達が保障できるようにしたいと思います。

指導内容

できるだけ早期療育ができるように保護者指導をすること。

保母、指導員、作業療法士、言語療法士、心理担当員等の情報が活かされた療育を実施しています。

児童の能力開発ばかりでなく、児童が日常生活面の自立ができるよう指導すること。

就学期に不安なく進路が選択できるように相談、援助しています。

その他

地域の発達障害児に関する中核センターとして、関係機関や関係者と連携すると共に、地域で障害児が早期より療育できるようネットワークをつくっていますが、将来はより専門的な障害援助ができるよう職員研修を実施したいと思っています。

又、卒園児のアフターケアを求める保護者の要望があるので、この面に対応できるように体制を整えたいと思います。

〈精神薄弱者更生施設〉

社会福祉法人 恵泉寮

清心ホーム

所在地 神戸市北区若葉台二丁目

一六

電話 (〇七八)五九一〇二五六

設立 平成二年四月一日

定員 六〇名

施設長 野崎 陸夫

職員数 二七名

沿革

社会福祉法人恵泉寮は、イエス・キリストの精神を基に二十一年以来、養護施設・乳幼児院を運営してきたが、平成元年に両施設を閉じ、



新たに精神薄弱者更生施設「清心ホーム」を設立。平成二年四月から新事業を開始し、地域社会と対象家庭の期待に沿うよう努めている。

施設運営の基本方針

精神薄弱者福祉法の理念及び法人の設立精神であるキリスト教精神に基づき、障害をもつ人を人間として尊重し自立の援助を行なうため、精神薄弱者を入所させて適切な処遇を行なう。社会適応や身辺自立の困難な精神薄弱者が共同生活をおして日常の生活訓練を中心に能力の開発を図るとともに可能なかぎり生産活動にも参加させる等、地域社会の一員として生活させ、入所している者及びその家族の福祉を高めるための運営を行なう。

処遇内容

一、市街地の中心という立地条件を生かし、可能な限り社会で活動する機会を多く持てるよう心掛けている。

二、生活ユニットを四つに分割することによって、家庭的な雰囲気を持てるようにし、きめ細かな処遇ができるように配慮している。

三、職員の都合や管理の立場を優先させず、入所者が主体性を持てるよう援助している。

四、家族との良好な関係が保持できるように努めている。



〈精神薄弱者通所授産施設〉
社会福祉法人 一羊会

すずかけ第2作業所

所在地 西宮市上甲子園五丁目九-二十三

電話 (〇七九八)三四一三〇九五

設立 平成二年四月一日

定員 40人

施設長 石井 修

職員数 14人(嘱託含む)

沿革

すずかけ第2作業所は、一羊園、すずかけ作業所、すずかけ労働センターに続くものとして、平成元年四

月に無許可でスタートし、翌年四月に法内施設となる。

施設の理念・目標

どのような重い障害を持つ人でも、その人格が尊重され、その基本

的人権が保障されなければならない

事を確認し、施設利用者各自に適合

した日常生活訓練、作業等を継続し

て実施する事により、自立を図ると

ともに、生きがい高め、社会参加

する事を目標とする。

指導方針・内容

指導は各自が自己実現を目指して

生きていけるよう心がけ、利用者の

障害の種類、程度、年齢等、多様で

あるため、そのニーズに応えるべく、

訓練部、労働部の二グループに分け、

それぞれに適応した指導を行う。

労働部は清掃事業部(公園の除草、

清掃など)、木工部(額縁製造下請、

ペーカリー部(ケーキ、クッキー等

の製造販売)という二つの部からな

り、個々に応じた次のステップを考

えるとともに、各部の生産力と販売

力の強化に伴い、一人一人の生活保

障ということを目指し、訓練部は労

働を軸としながらも、それぞれに応

じた取組み(マンツーマン体制など)

をしていくことによって、労働保障、

発達保障(医療的ケアを含めた)を

目指します。

〈日誌抄〉

(ひょうご愛護ニュース33号以降)

3月20日 職業自立研究会(中央労働センター)

3月24日 姫路学園20周年式典

3月26日 県公社3号館落成式

3月30日 県心身障害者対策協議会(県公社館)

4月1日 事務局長田中昭二就任

4月6日 近畿授産協議委員会(県社協)

4月10日 千葉忠夫講演会

4月17日 県愛護監査(本部)

4月24日 県愛護総会(市社協)

4月26日 近畿授産協議委員会

5月10日 精薄福祉大会実行委員会(明石市民会館)

5月11日 近畿愛護役員会(大阪)

5月13日 赤穂精華園祭

5月13日 すずかけ第2作業所開所(西宮)

5月17日 近畿授産協議委員会(大阪)

5月18日 県愛護役員会

5月21日 県社協施設部会

5月22日 日本愛護理事会(東京)

5月26日 入院共済理事会、評議員会(のじぎく会館)

5月29日 神戸みどり会総会

5月30日 日本愛護理事会(東京)

5月31日 全国施設長会(東京)

6月1日 清流園竣工式(尼崎)

6月6日 精薄福祉大会実行委員会(明石市民会館)

6月15日 県愛護役員会(三田谷治療教育院)

6月19日 通勤寮部会、全国大会(舞子ピラ)

6月21日 職員バレーボール大会実行委員会(身障センター)

6月21日 神戸市愛護県外研修(福井)

6月22日 小室先生祝賀会

6月25日 施設保護者協議会総会(神戸聖生園)

6月26日 県愛護新任職員研修会(神戸光生園)

6月29日 播淡地区施設親善運動会(姫路市厚生会館)

7月4日 播淡地区施設長、代表者研修会

7月8日 第13回職員バレーボール大会(明石公園)

ⅡあとがきⅡ

法制化三十年の精神薄弱者福祉法に、精神薄弱の定義がないのは御存知の通りです。症候群としての障害ということが多様性が定義付けを妨げんだのだと思いますが、人的最低基準の設定見直しはその辺から手をつけていかねばならないのでは(？)

⌋